

青森県報

号外第百十号

平成十五年
十二月十二日
(金曜日)

目次

公 告

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明 (県境再生 対策室) … 一

公 告

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十九条の八第一項第二号に規定する支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講ずべき支障の除去等の措置

三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上二八地内に埋立処分された産業廃棄物であるプラスチック類、紙類、繊維類、ガラス類、金属類及び木片類等を圧縮したごみ固形物、燃え殻、汚泥、特別管理産業廃棄物である有害物質を含む廃油を含む堆肥、感染性産業廃棄物その他の産業廃棄物並びに当該産業廃棄物により汚染されたと認められる土壌を撤去し、並びに当該産業廃棄物及び当該土壌を撤去した場所を適正に埋め戻すこと。

二 支障の除去等の措置を講ずべき期限

平成十五年十二月二十六日
三 青森県知事による代執行

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条の八第一項の規定に基づき、二の期限までに一の支障の除去等の措置を講じないときは、青森県知事が当該支障の除去等の措置を講じ、及び同条第二項の規定に基づき、当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭